

事務連絡
令和4年9月7日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

令和4年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について
(再周知)

令和4年度における医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）については、別添の令和4年5月25日付厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室発の事務連絡「令和4年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」（以下「5月事務連絡」という。）において、その実施方法等について連絡しているところですが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、立入検査実施に当たっての医療機関との調整方法等について、再度周知します。

立入検査実施にあたっては、引き続き、5月事務連絡の内容に十分留意しつつ柔軟な対応を行っていただくとともに、立入りによる検査を実施する場合は、当該医療機関の感染対策、安全管理体制を十分に尊重して実施してください。

また、立入検査の実施日が決定した後も、実施日付近の感染状況を確認し、状況次第では医療機関と協議のうえ、日程の再調整や書面による確認に変更するなど、医療機関との調整にあたっては、より柔軟な対応をお願いします。

一方、立入りによる検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで令和4年度立入検査を実施したものとみなすこととします。